



ごみ処理施設及び最終処分場建設地に関する

住民説明会

南部広域行政組合

新炉建設準備室

南部広域行政組合の組織紹介



○地方自治法

(地方公共団体の種類)

第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

② 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

③ 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

○地方自治法

(組合の種類及び設置)

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

(複合的一部事務組合)

第285条 市町村及び特別区の事務に関し相互に関連するものを共同処理するための市町村及び特別区の一部事務組合については、市町村又は特別区の共同処理しようとする事務が他の市町村又は特別区の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。

一部事務組合(第284条)

市町村 共同事務	A市	B町	C村
清掃事務	○	○	○
消防事務	○	○	○
教育事務	○	○	○

複合的一部事務組合(第285条)

市町村 共同事務	A市	B町	C村
清掃事務	○	○	○
消防事務	○		○
教育事務		○	○



南部広域行政組合(昭和56年設立)

年月	事項
S56. 4	伝染病隔離病舎事業及び視聴覚ライブラリー事業を共同処理する複合事務組合としてスタートする。
H6. 4	島尻教育研究所事業をスタートする。
H11. 10	伝染病隔離病舎事業の廃止
H14. 4	一般廃棄物最終処分場事業をスタートする。
H30. 4	糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合、島尻消防、清掃組合(衛生事務のみ)の3清掃組合と組織統合(事務を承継)する。



《組合を組織する市町村》

糸満市

豊見城市

南城市

八重瀬町

与那原町

南風原町

西原町

渡嘉敷村

座間味村

粟国村

渡名喜村

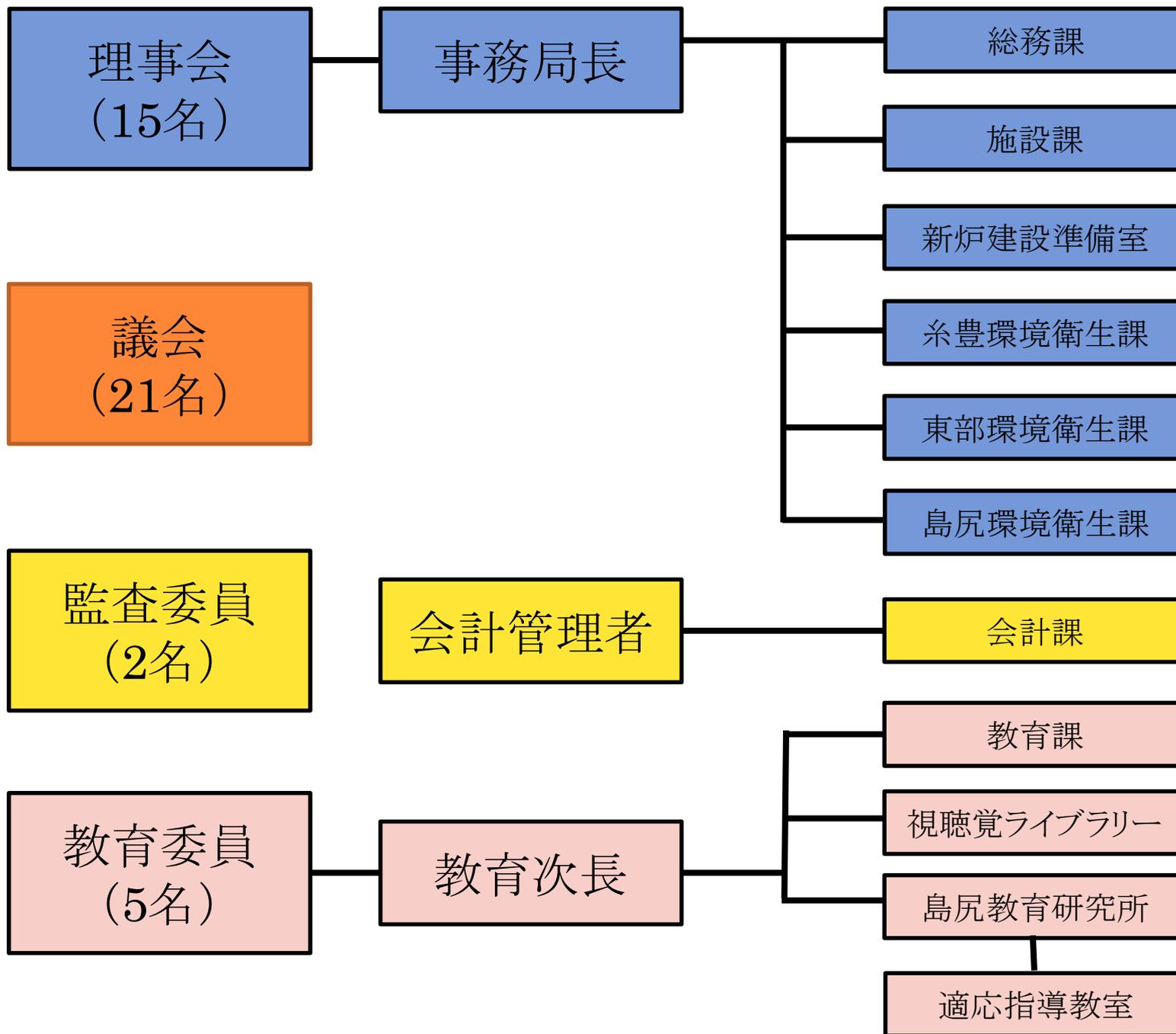
南大東村

北大東村

中城村

北中城村





○ 施設課

《 共同処理する事務 》

第3条第3号

一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務

構成市町	糸満市・豊見城市・南城市・八重瀬町・ 与那原町・西原町
主な事務分掌	最終処分場の建設及び管理運営 に関すること

○ 新炉建設準備室

《共同処理する事務》

第3条第4号

ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務

構成市町	糸満市・豊見城市・南城市・八重瀬町・ 与那原町・西原町
主な事務分掌	新炉の建設に関すること



○ 糸豊環境衛生課

《 共同処理する事務 》

- ・第3条第4号

ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務

- ・第3条第5号

し尿処理施設・汚泥再生処理センターの設置及び管理運営に関する事務

構成市町	糸満市・豊見城市
主な事務分掌	<ul style="list-style-type: none">・ごみ処理業務の維持管理に関すること・し尿業務の維持管理に関すること

○ 東部環境衛生課

《 共同処理する事務 》

- ・第3条第4号

ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務

- ・第3条第5号

し尿処理施設・汚泥再生処理センターの設置及び管理運営に関する事務

構成市町	(ごみ) 南城市・八重瀬町・与那原町・西原町 (し尿) 与那原町・南風原町・西原町・中城村・北中城村
主な事務分掌	・ごみ処理業務の維持管理に関すること ・し尿及び浄化槽汚泥処理業務の維持管理に関すること

○ 島尻環境衛生課

《 共同処理する事務 》

- ・第3条第4号

ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務

- ・第3条第5号

し尿処理施設・汚泥再生処理センターの設置及び管理運営に関する事務

構成市町	南城市・八重瀬町
主な事務分掌	<ul style="list-style-type: none">・不燃ごみ等処理業務(可燃ごみ除く)の維持管理に関すること・し尿業務の維持管理に関すること

環境衛生関係会議

環境衛生関係
市町村理事協議会

構成市町村の市町村長(9市町村)
※議題に関連する市町村長



環境衛生関係
副市町村長会議

構成市町村の副市町村長(9市町村)
※議題に関連する副市町村長



処分場・新炉会議

環境衛生関係所管課の職員
(部長・課長・担当職員等)

候補地選定に係る経緯について

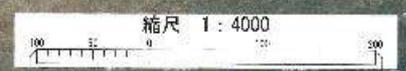


年月	事項
H30. 4	候補地選定に関する事務の検討を開始。
H30. 7	南城市を除く5市町(糸満市、豊見城市、八重瀬町、与那原町、西原町)へ誘致を募ったが誘致する自治体無し。
H30. 8	<ul style="list-style-type: none">・焼却施設(279t/日)、不燃・粗大ごみ処理施設(12t/日)、敷地面積(3.6ha程度)とする。・候補地選定については、抽出方式と公募方式を並行して実施することを決定。
H30. 11 ～ H31. 1	南城市を除く5市町(糸満市、豊見城市、八重瀬町、与那原町、西原町)自治会(区)へ公募を実施したが応募無し。
R1. 6	長年の行政課題及び地域の課題解決のため八重瀬町からごみ処理施設及び最終処分場の両施設を「具志頭地区」へ推薦したいとの提案。
R1. 8	ごみ処理施設の建設地を「具志頭地区」に決定。



向陽高校

具志頭畜産



ごみ処理施設建設に係るスケジュール



R1.2

R3.4

R5.6

R7.8

R9

環境影響評価

事後評価(工事中)

事後評価
(供用開始後)

基本
計画

基本
設計

発注仕様書

工事期間(新炉)

供用開始

用地・補償交渉等

地域振興策の検討

地域振興策の実施

環境影響評価の実施について



環境影響評価(環境アセスメント)制度とは

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、土地の形状の変更や工作物の新設などで環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な事業の実施前に、事業者自らが、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査・予測・評価を行い、その方法及び結果について公表し、住民や知事、市町村長等から意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作成していくことを目的としています。

環境影響評価(環境アセスメント)スケジュール

